

指導行政のポイント

“ピアノ伴奏拒否事件”最高裁判決

菱村 幸彦

2月27日、最高裁でピアノ伴奏拒否事件に判決が出された。国旗・国歌に関する初めての最高裁判決で、同類の訴訟に与える影響は大きい。

国歌斉唱と思想・良心の自由

これまでの学校における国旗・国歌をめぐる法律上の争点は、大別すれば2つあった。1つは、「日の丸」「君が代」を国旗・国歌とする法的根拠の問題。いま1つは、国旗・国歌の指導と思想・良心の自由の問題である。

法的根拠の問題については、平成11年に「国旗及び国歌に関する法律」が制定されたことにより、終止符が打たれた。しかし、法的根拠論争が終わったら、今度は、学校教育で国旗・国歌を強制することが教員や児童・生徒の思想・良心の自由を侵すという論点にシフトした。

ひところは、思想・良心の自由を理由に、国旗掲揚を阻止する事例もみられた。しかし、阻止行為が掲揚中の国旗を奪ったり、掲揚台に掲げた国旗を引きずり下ろしたりという、明白な不法行為であることから、裁判になっても、とうてい勝ち目がなく、近年はこうした妨害行為は影を潜めている。で、最後に残ったのが、国歌斉唱等の起立やピアノ伴奏を求める職務命令に対する拒否行為である。

本件はその典型例である。平成11年、東京都下の小学校で、音楽科の教諭が校長から入学式で国歌斉唱のピアノ伴奏を命じられた。教諭は、これを拒否し、戒告処分を受けたため、職務命令が思想・良心の自由を侵害するとして、訴訟を提起した。

東京地裁(2003年12月3日判決)と東京高裁(2004年7月7日判決)は、ともに教諭の訴えを退けた。その論旨は、「公務員の思想・良心の自由は、公共の福祉の見地から、公務員の職務の公共性由来する内在的制約を受ける」という点にあった。

今回の最高裁判決は、下級審(地裁・高裁)判決

と同じく、教諭の訴えを退けたが、論旨は下級審判決と異なる。その概要は次のとおり。

(1) 入学式で「君が代」のピアノ伴奏をする行為は、音楽専科の教諭にとって通常想定されるもので、特定の思想を有することを外部に表明する行為と評価することは困難である。

(2) 国歌斉唱のピアノ伴奏を命ずることは、特定の思想をもつことを強制したり、禁止したりするものでなく、特定の思想の有無について告白することを強要するものでもない。

(3) 入学式にピアノ伴奏で国歌斉唱を行うことは、指導要領の趣旨にかなうもので、職務命令は、不合理でなく、憲法19条(思想・良心の自由)を侵すものとは言えない。

「公共の福祉」制約論を避ける

下級審判決と最高裁判決の論旨の違いは、公共の福祉による制約論の採否にある。すなわち、下級審判決は、教諭のピアノ伴奏拒否の考えを思想・良心の自由に属すると捉えたうえで、公務員の思想・良心の自由は、公共の福祉の観点から制約を受けると判示している。

これに対し、最高裁判決は、教諭の考えが思想・良心の自由に属するか否かには踏み込まないで、校長のピアノ伴奏命令は、特定思想の強制や禁止ないし告白の強要でないから、憲法19条(思想・良心の自由)に違反しないと判示し、公共の福祉による制約論を避けている。

昨年9月21日、東京地裁において都教委の「国歌斉唱」通達とそれに基づく校長の職務命令を違法とする判決が出て話題となった。今回の最高裁判決の論旨に照らせば、東京地裁判決が上級審で否認されることはほぼ間違いないと思う。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●好評発売! ●3月13日刊 坂田 仰(日本女子大学)【解説】A5判130頁・定価1260円 教育開発研究所

『新教育基本法 〈全文と解説〉』